

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和元年7月30日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

みんなの赤れんがプロジェクトPR業務

(2) 業務の目的

赤れんが庁舎は改修工事のため本年10月から閉館となるが、年々入館者数が増加している道内有数の観光スポットであり、リニューアル後の入館者数の増加を図るため、改修工事中の継続した周知PRが必要であるとともに、重要文化財として道民が一体となってその歴史的価値を保存し、次の世代へと引き継いでいくことが重要である。

ついては、本年3月に取りまとめた「赤れんが庁舎リニューアル基本指針」を踏まえ、道内各地で赤れんが庁舎のリニューアル等について周知PRを行い、道民等の機運の醸成を図ることを目的とする。

(3) 業務の内容

企画提案説明書のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和2年2月28日（金）まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独法人又はコンソーシアムの構成員は次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 企画提案説明書等の交付に関する事項

(1) 交付期間

令和元年7月30日（火）から8月8日（木）まで

(2) 交付方法

下記9に記載の場所で交付する。

なお、北海道のホームページにおいてダウンロードすることができる。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/fm/akarengarenewal/R1PRgyomu.htm>

4 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

ア 提出期限

令和元年8月8日(木)午後5時まで

イ 提出方法

持参又は郵送(簡易書留又は一般書留による。)

ただし、持参による提出の場合の受付は、閉庁日を除く午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所

下記9に記載の場所へ提出すること。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

5 企画提案書の提出

(1) 4の参加資格の審査により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出要請を行う。

(2) (1)の提出要請を受けた者は、次のアからウまでに定めるところにより、企画提案書を提出することができる。

ア 提出期限

令和元年8月20日(火)午後5時まで

イ 提出方法

上記4の(1)のイに同じ

ウ 提出場所

下記9に記載の場所へ提出すること。

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道総務部総務課ファシリティマネジメントグループ

(2) 所在地 〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電話番号 011-231-4111(内線22-425)、011-204-5055(直通)

F A X 011-232-1139

10 その他

(1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(2) ヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

(3) 審査結果及び特定者名は公表する。

(4) 詳細は、企画提案説明書による。